

2026年1月14日版

株式会社USEN Smart Works

**第1条**（サービスについて）

USEN GATE 02 Bill One サービス（以下「本サービス」といいます。）は、Sansan 株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

**第2条**（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

**第3条**（約款の読替え）

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

**第4条**（適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、Bill One 請求書受領 サービス約款第 8 条（サービス料金）3.（1）（月額費用）（2）（従量費用）および、第 28 条（監査）は適用しません。

3 当社は、Bill One 経費 サービス利用約款第 8 条（サービス料金）3.（1）（月額費用）（2）（従量費用）および第 43 条（監査）は適用しません。

**第5条**（利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

**第6条**（利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

#### **第7条**（料金の支払い義務）

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を一括で支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は、特定協定事業者から利用申込者へ通知します。

2 本サービスの料金は、別記に定めるプランの年額費用および一時金とします。

3 契約期間中の請求書等のデータ化件数は、プランごとに上限が定められています。上限を超過した場合、プランごとに定める「一時金金額」を支払うものとします。

4 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

#### **第8条**（オプション）

本サービスには、別記に定めるオプションがあります。

2 オプションは、本サービス利用申込の時期に係らず申込みが可能です。

3 オプションのみでの契約はできません。

4 契約期間中にオプションを追加する場合の料金は、オプションを追加した月から提供終了日までの期間の月割りで請求いたします。

5 オプションサービスの契約期間および、支払方法は、主契約に準じるものとします。

#### **第9条**（申込みの取消し）

本サービスの申込みから提供開始までの間に、利用申込者の都合により利用契約の申込みを取消す場合は、申込みの年額費用の12分の1に相当する金額をキャンセル料として当社に支払うものとします。

#### **第10条**（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、提供開始日を起算日として1年間とします。契約者が第12条（契約者が行う利用契約の解除）に基づいた通知を行わないときは、本契約は利用期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されたものとし、以降も同様とします。

2 前項に定める最低利用期間内に、第12条（契約者が行う利用契約の解約）に基づき利用契約が解約された場合または第13条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第19条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を違約金として支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

#### **第11条**（契約内容の変更）

利用申込者は、本サービスの契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。

2 当社は、第1項の請求があったときは、第6条(利用契約申込みの承諾)の規定に準じて取扱います。

3 契約期間中にプランの種別を変更することはできません。

#### **第12条**（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その2ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

2 契約期間中に利用契約を解除することはできません。

3 主契約の解約時は、付随するオプションサービスにも合わせて解約の通知が必要です。オプションサービスは単独で解約が可能です。

#### **第13条**（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 銀行取引停止処分を受けたとき

(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をしたとき

(5) 違法行為をしたとき

(6) 本契約に違反したとき

(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき

(8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### **第14条**（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### **第15条**（損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

#### **第16条**（個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

#### **第17条**（再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

#### **第18条**（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **第19条**（反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### **第20条**（準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

#### **第21条**（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別記

### 1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Bill One 請求書受領 サービス利用約款」

<https://bill-one.com/terms/de1bi47xrf32ap/>

「Bill One 経費 サービス利用約款」

<https://bill-one.com/terms/nwrkj3rtg5b9exp/>

### 2. 本サービスのプラン

本サービスには、次のプランがあります。

プラン名	備考
Bill One 基本プラン	2023年7月31日までにお申込のお客様
Bill One 受領プラン	2023年8月1日以降にお申込のお客様
Bill One 発行プラン	2023年8月1日以降にお申込のお客様
Bill One 経費プラン	2026年1月14日以降にお申込のお客様

### 3. 本サービスのオプション

本サービスには、次のオプションサービスがあります。

オプションサービス名称
IP アドレス制限オプション
SSO オプション
2 要素認証オプション
セキュリティオプション (IP アドレス制限/SSO)
セキュリティオプション (IP アドレス制限/2 要素認証)
複数テナントオプション
機能検証環境オプション
支払管理オプション
倉庫保管オプション (7 年)
倉庫保管オプション (2 年)
Bill One Code オプション
タイムスタンプオプション
発注データ照合オプション
請求書番号データ化オプション
取引関係書類電帳法対応オプション
仕入明細書オプション
タイムスタンプ付き取引関係書類電帳法対応オプション
事前申請オプション
Bill One Open API 連携オプション
Concur Invoice API 連携オプション

勘定奉行クラウド API 連携オプション
kintone API 連携オプション
freee 会計 API 連携オプション
intra-mart DPS for finance API 連携オプション
皆伝！ API 連携オプション
e-dash API 連携オプション
Add-Value for DX/インボイス管理 with Bill One API オプション
TetraBRIDGE API 連携オプション
Amazon ビジネス API 連携オプション

#### 4. 料金

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、オプションサービス利用料および一時金とし、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。ただし、当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
Sansan 株式会社	株式会社USEN Smart Works
お客様	契約者

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Bill One 請求書受領サービス	USEN GATE 02 Bill One サービス
Bill One 発行サービス	
Bill One 経費サービス	

(以下余白)